

資料紹介

# 郵政博物館の収蔵藩札等について

## — 維新期の通貨改革との関連において —

藤本 栄助

### ① 収蔵札と江戸時代の通貨

#### 1.1 収蔵藩札等の一覧

郵政博物館には、整理番号1961-1から1961-16の下に、江戸時代から維新期にかけて発行された紙幣（以下、「札」という）が収蔵されている。これを資料番号順に並べ、札の種類、額面表記、発行年、発行者等を簡記したものが[表1]である。このうち、1961-10は実物を欠くので、実際には15枚から成る。いずれも2010年11月に整理されており、枝番の11から15は、1992年12月8日、堀口剛平氏から寄贈されたものである。これらの札は、大きく3つの種類に分けられる。すなわち、「藩札」、「府県札」、「私札」である。

限られた枚数ではあるが、それぞれの額面、発行地域等を当時の貨幣環境に位置づけることによって、わが国貨幣史の一断面を示すことができる。本稿では、維新期通貨の大きな転換点となる1871年（明治4）の「新貨条例」、「旧銅貨品位」及び「藩札整理」との関連において、資料を紹介することとしたい<sup>(1)</sup>。以下、整理番号の先頭部分1961を省略し、枝番に従って、①～⑯と呼ぶ。

整理番号	種類	額面表記	発行年等	発行者等	寸法 (mm)
1961-1	県札	銭百文	明治紀元發通用五年限	久美濱縣商法會所	147×42
1961-2	藩札	参ふん	延享三年丙寅十一月穀且(ママ)	豫大洲	168×47
1961-3	藩札	式ふん	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	173×47
1961-4	藩札	式ふん	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	176×47
1961-5	藩札	銀五匁	発行年不詳	豫大洲	171×47
1961-6	藩札	壹匁	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	175×47
1961-7	藩札	参匁	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	172×47
1961-8	藩札	式ふん	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	172×47
1961-9	藩札	銀参匁 (四厘の押印)	文政十三寅改	豫州宇和嶋 銀札役所	152×40
1961-10	欠	—	—	—	—
1961-11	藩札	金壹朱	記載なし	両替所 為替組中	151×46
1961-12	私札	拾文目 (手書き)	記載なし	順軒堂	160×41
1961-13	私札	銀壹匁	慶應式丙寅歲	手形取締方米會所	153×36
1961-14	私札	米切手銀壹匁 二厘引	慶應元年	和州葛下郡當麻寺	152×39
1961-15	私札	銀壹匁	1961-13に同じ	1961-13に同じ	153×36
1961-16	旗本札	驛方融通 銀三分	巳十二月日	引替所 播州佐用 會所	134×34

(注) 発行年は札上の記載にしたがったものであり、実際の発行年とは一致しない可能性がある。  
発行者等とは、発行者に関係すると思われる札上の記載である。寸法は縦×横である。

[表1]

1 郵政博物館には、これ以外に、整理番号1966のもとに「駄賃札」と分類されたものが159件存在し、その内容は、「銭五百文」等と称するものから「人足一人」と称するものまで、多種多様であり、なお整理を要する。郵政省郵政研究所附属資料館『一般資料目録』（1990）33頁以下を参照。

## 1.2 江戸時代の通貨について

### (1) 三貨制度

各種の札を理解するため、複雑な江戸時代の通貨の仕組と、それが近代のシステムに解消していくプロセスを概観しておこう。13世紀から16世紀後半に至るまで、わが国では、中国（宋、元、明）から輸入された銭貨（円形方孔の穴空き銭）、あるいはそれを模鑄した鑑銭が通用しており、当時の幕府は通貨を発行しなかった。そして、銭の輸入の減少に伴い、撰銭（えりぜに）が行われ、更には、米が価値評価の基準として復活し、あるいは、銀が地金の形で通貨として用いられるようになった。この状態を改め、日本全国にわたる通貨高権を確立したのが江戸幕府である。

幕府正貨は、金、銀、銭から成り、三貨制度と呼ばれる。その始まりは、慶長金銀であり、慶長小判・一分金及び慶長丁銀・豆板銀から成る。前者は1両＝4分の計数貨幣、後者は貫目、匁、分〔ふん〕で計られる秤量〔しょうりょう〕貨幣であった。少し遅れて寛永期に寛永通宝が発行され、三貨の形が整ったが、実質が備わったのは、寛文期における寛永通宝の大量発行による。この頃まで、わが国は世界有数の産金、産銀国であり、その後、銅の産出がピークを迎えたことが三貨制度の基盤となった。しかし、江戸時代の通貨は、幕府の正貨に尽きるものではなく、地方通貨としての藩札、さらに、これらを補う私札の存在を無視することができない。

三貨制度は、重層的なもので、言うならば、三貨それぞれが本位貨幣であり、相互に相場が立った。幕府は当初、金1両＝銀60匁＝銭4貫文（1貫文＝千文）という相場を公定したが、市場の相場がこれとは別に存在した。金銀の改鑄、銭の増発（鉄銭や百文銭の鑄造）により、相場は変動し、天保期には銭相場は1両＝6貫500文の銭安となり、幕末・維新时期には1両＝10貫文まで低下した。一方、銀相場は、江戸時代を通じて概ね1両＝60匁程度を維持した。銀は秤量貨幣であり、金貨のような4進法の粗い尺度でなく、計算上細かく細分化できるため、西国では取引に重用された。これを西の銀遣いという。しかし、明和期から「以八片換一両」という南鐮二朱が発行されたのを初めとして、「朱」、「分」という金貨の単位による「銀貨」が大量に発行される一方、秤量銀貨の発行は著しく減少した。そして、万延期には、小判より品位の落ちる万延二分金が大量に発行され、金の含有率が約22%という低品位ながら、幕末・維新时期を代表する金貨となった。西国では、相変わらず銀目の手形や銀札が信用手段として用いられ、銀は計数単位として機能し続けたが、最終決済に行使される正貨は、金に収斂していった。

### (2) 通貨の近代化と藩札の消長

各藩が領国限りで通用させるため、幕府の正貨を引当に発行した一種の地域通貨が藩札である<sup>(2)</sup>。その嚆矢は、従来、1661年（寛文元）発行の福井藩札とされてきたが、今日では、実物は発見されていないものの、1630年（寛永7）の備後福山藩札にまでさかのぼるとみられている<sup>(3)</sup>。

「藩札」の名称は明治以降のものであり、1869年（明治2）12月の太政官布告は、未だ「諸藩ニ於テ旧幕府ヨリ許可ヲ受従前製造之楮幣」と称していた<sup>(4)</sup>。「楮幣」とは、「こうぞ」でできた貨幣、紙幣の意味である。正貨の金、銀、銭に対応して、金札、銀札、銭札とも呼ばれた。金札は稀で、銀札、銭札が多く、額面も一般的には高額ではないが、幕末には高額札も見られ

2 藩札の性格論には、信用貨幣、領国貨幣等の議論があるが、ここでは立ち入らない。作道洋太郎『近世日本貨幣史』（弘文堂、1958）134頁以下、鹿野嘉昭『藩札の経済学』（東洋経済新報社、2011）35頁以下、109頁以下を参照。

3 岩橋勝「近世の貨幣・信用」『流通経済史』（山川出版社、2002）所収、446頁。鹿野前掲書60頁。

4 『法規分類大全 政体門 制度雑款七 貨幣 紙幣附五 紙幣三』（内閣記録局編輯、1891）57頁。但し、その「目録」（目次）は、「旧藩札増製禁止并維新後府藩県製造紙幣通用停止」とあるから、編纂の時点では、すでに「藩札」の呼称が用いられている。以下、同書は『大全 紙幣三』等と引用する。

る。藩札の発行目的は、古くは藩の財政赤字を補填する側面が重視され、大量発行による価値の下落や兌換拒否により経済混乱を招来したとする否定的な評価が強かった<sup>(5)</sup>。しかし、最近では、藩財政の困窮と通貨不足は同じ盾の両面であると理解され、幕府の供給する正貨の数量には限界があり、わが国の経済発展に応じて、地域において不足する小額通貨を補ったという側面が重視されるようになった<sup>(6)</sup>。実際、現存する藩札の多くは使い込まれており、よく流通したことを物語っている。

幕末・維新时期には、三貨の重層性に加えて、百文の天保通宝（銅）、寛永通宝四文銭（真鍮・鉄）、文久永宝四文銭（銅）、寛永通宝一文銭（銅・鉄）といった多様な銭貨、各藩の藩札が入り乱れ、『明治貨政考要』にいう「宝貨錯乱」の状態にあった<sup>(7)</sup>。これは、1871年の3つの施策を通じて克服されていく。まず、5月の「新貨条例<sup>(8)</sup>」が、「両」を新貨「円」に改め、その1/100を「銭」、銭の1/10を厘とし、三貨制度による貨幣の重層性が解消した。次に、2か月後の廃藩置県に際して、政府は、藩札を7月14日その日の相場で新貨に引き替える旨を布告した<sup>(9)</sup>。藩札は、藩債と並ぶ藩の債務であり、幕府発行の正貨との償還義務がある。維新後も藩札の製造、流通は続き、1869年12月、政府は藩札の増発を禁止するとともに、各藩に発行高の報告を求め、償還の目処を立てるよう命じていたが<sup>(10)</sup>、廃藩によって政府自体が償還の主体となった。同年12月には、改めて県に旧藩札の発行高等の報告を求め、藩札と新貨の交換レートを定める「算則」を示した<sup>(11)</sup>。1873年（明治6）から藩札と「新紙幣」との交換が始まり、1879年（明治12）には交換を終えた<sup>(12)</sup>。廃藩置県の時点で、172藩が藩札発行を報告し、報告ベースの新貨換算額は約3,855万円、調査の上、最終的に交換されたのが約2,291万円であったとされる<sup>(13)</sup>。1871年当時の政府歳入が約2,200万円であったから<sup>(14)</sup>、大量に存在した地方通貨が一掃され、わが国の通貨が全国統合されたのである<sup>(15)</sup>。これが「藩札整理」である。最後に、新貨条例が明確にしなかった旧銅銭の新貨価値は、「算則」より数日前に発出された「旧銅貨品位<sup>(16)</sup>」により定められたが、その基準は基本的に「算則」と平行である。

### (3) 府県札

「府県札」は、明治元年から2年にかけて、いわゆる府藩県の三治制下における府県、すな

- 5 例えば、黒正巖「備前岡山の藩札」『封建社会の統制と闘争』所収（改造社、1928）が典型的なものである。黒正は、「極めて少数の例を除き、不換紙幣なりし為め、当局は種々の方法によって硬貨と同様に強制的に流通せしめんとしたるも、金銀との開き著しく、取引上極めて困難を感じた。殊に頻繁に札潰しが襲来して一層紙幣の通用力を減殺した。」「何れの藩も財政的破産に瀕して居た事に徴するも、その通用力の程も知られるであろう。」と述べている（同書、49頁）。
- 6 鹿野前掲書39頁以下。杉山伸也『日本経済史 近世－現代』（岩波書店、2012）55頁以下。
- 7 大内兵衛、土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成 13巻』（明治文献資料刊行会、1964）19頁による。
- 8 『大全 貨幣一』127頁。
- 9 『大全 紙幣三』347頁。
- 10 『大全 紙幣三』57頁。
- 11 『大全 紙幣三』426頁。「算則解」は481頁。
- 12 山口和男『日本の紙幣』（保育社、1984）115頁。太政官札は、銅版印刷（エッチング）であり、偽造されやすかったため、ドイツのドンドルフ&ナウマン社に新しい印刷技術による「新紙幣」の印刷が委託された。太政官札、民部省札、藩札との交換に用いられた。
- 13 大蔵省内明治財政史編纂会編纂『明治財政史 第12巻』（明治財政史発行所、1927）、186頁以下。日本銀行調査局編『図録日本の貨幣5』（東洋経済新報社、1974）207頁。
- 14 三和良一、原朗編『近現代日本経済史要覧 補訂版』（東京大学出版会、2010）57頁。廃藩置県前であるから、これには旧藩の行政経費は含まれていない。ちなみに、翌1872年度の予算、決算は5,000万円のレベルである。
- 15 沢田章編『世外侯事歴明治財政談』（非売品、1921）中巻202頁以下における井上馨の述懐を参照。
- 16 『大全 貨幣二』249頁。1円 = 1両 = 4分 = 100銭で、1分銀、1朱銀も金貨単位だから換算は容易だが、銭は、両との間で相場があり、複数の銭種があったから、円に対する価値も一義的には定まらない。

わち新政府の直轄地（旧幕府直轄地）で発行された。50の府県中、3府、12県が、地方における小額通貨の不足を理由に発行した。少額面の銭札が中心であり、10府県に及ぶ。

#### (4) 私札

札の最後の類型は、「私札」である。藩府県のような通貨発行権力ではなく、地域の資力ある者が引受元となって、その信用で流通する札である。町村札、組合札、寺院札、神社札等がある<sup>(17)</sup>。私札は、室町末期に始まり、慶長年間（1600年頃）に幕府公認となった伊勢国の「山田羽書」を嚆矢とする。藩札は、もともと私札に倣って発行されたものである。私札は、幕府正貨の普及により衰退したが、近世後期になると、狭い地域で、藩札を補う形で再び用いられるようになった。

### 1.3 本件資料の額面とその価値評価

本件資料の②～⑨の銀札は、伊予国、大洲藩と宇和島藩の発行にかかる。額面は、「銀五匁」、最低額は「弍ふん」（2分、1匁の2/10）である。①の久美浜県札の銭札の額面は「百文」である。

藩札は正貨の不足を補うよう機能したが、その信用度は発行した藩によって異なり、額面どおりに通用した訳ではない。藩札整理において、政府は、金、銀、銭の相場を県から報告させた上、算式により個々の藩札の新貨相当額を出した。これは、最終段階における藩札の総合評価と言えよう。

これらの札は、現在、どの程度の価値に当たるのだろうか。その評価は、物価水準を構成する商品やサービスが江戸時代と今日とでは異なるため、簡単ではない。「そば」の価格を比較して、金、銀、銭、あるいは所得、商品の今日的価値を求める方式があるが<sup>(18)</sup>、一品の価格で本来複合的な物価水準を代表させることになる。また、米の価格を媒介として、収入ベースのものと支出ベース（購入する物品・サービス）の二様に分ける試みもある<sup>(19)</sup>。この場合、収入で今日の水準と合わせると、江戸時代の武士、庶民とも高給取りとなる一方、相当の物価高となる。支出で合わせると、逆に低賃金かつ低物価となる。本稿では、藩札の発行された年代の金貨1両に相当する銭あるいは銀の相場を用いて、現在の金の地金価格に換算の上、単純に比較することとした。

## ② 久美浜県札「銭百文」①について

### 2.1 久美浜県札の発行情形

久美浜県札は、現在の京都府北部を中心とした旧幕府の直轄地域（旗本領を含む）が県となった明治初年に発行されたものである。江戸時代の藩札は、幕府の許可を得る建前であったが、実際には許可を得ないものも多かった。『法規分類大全』を見ると、維新後、府県札の発行は中央の会計官に伺いを立てて行うのが例であるが<sup>(20)</sup>、久美浜県札にはその記録がない。この間の事情は、同書の「明治3年正月」の「久美浜県願」に説明がある<sup>(21)</sup>。すなわち、府藩県は、

17 私札の諸類型については、荒木三郎助『私札』（限定版、1960）63頁以下を参照。

18 山本博文『忠臣蔵の決算書』（新潮社、2012）32頁。同書はこれを「蕎麦指数」と名付けている。

19 磯田道史監修『江戸の家計簿』（集英社、2020）12頁。

20 たとえば、京都府札と兵庫県札は明治元年11月に、奈良府札は明治元年10月に発行を上申している。『大全 紙幣三』22頁、18頁を参照。札を製造する理由は、銭貨の数量不足であった。

21 『大全 紙幣三』316、317頁。

1869年、維新後製造した札の通用を停止されたが、同県では元々金銀銭の正貨が不足しており、正貨は納税や他国（久美浜以外の地域）との取引に用いるため、村々では私札の銭券を製造して国内の流通に用いてきた。これを禁じたところ、国内（県内）で流通するのは他藩の銭札だけになってしまった。これでは日用にも差し支えるとの愁訴を受け、県は、やむを得ず、一時融通のため、5年の期限付き（[図1]の県札裏面を参照）で約10万両相当の銭札を製造したという。以上のことを理由に、県は、上記期限内は、通用を認めていただきたいと政府に「懇願」したが、新規の銭札を製造してはならないのに、独断で取り計らったものだととして、民部大蔵省から「願之趣御聞届難相成」と拒絶され、回収を命じられたのである。

## 2.2 久美浜県札の額面と「九六勘定」

久美浜県札の額面表記は[図1]のとおり「銭百文」であるが、その意味するところは自明ではない。江戸時代には、同じ「百文」の表記でも、96枚の一文銭からなる場合と100枚の一文銭からなる場合とがあり、前者を九六（くろく）勘定（または九六銭）、後者を調銭勘定という。そして、地域によって九六勘定か調銭勘定であるかが分かれていた。

これを藩札について見ると、九六銭藩の銭札は、十二文、二十四文、四十八文、百文、…（大和国郡山藩）、調銭藩は、二十文、五十文、百文、二百文…のような額面系列を典型とする（越前国福井藩）<sup>(22)</sup>。96の約数（3、4の倍数）が額面系列に現れることが九六勘定の徴表である。

久美浜県札の額面系列は、銭四文、八文、三拾二文、五拾文、百文、三百文、一貫文、二貫文から成り<sup>(23)</sup>、4の倍数を基調とするから、九六勘定によるものと考えられる。ただ、例外的に4の倍数でない「銭五拾文」札（[図1]）が登場する点は、次節で説明したい。



(注) この図以下において、①、②・・・等の札は、郵政博物館の収蔵品であり、[表1]の番号に対応する。それ以外の札、金銀銭貨及び切手は、特に断りがない限り、著者の所蔵品である。

[図1] 久美浜県札

22 大蔵省編纂『大日本貨幣史 付録 藩札部』（歴史図書社、1969復刻版、元は1878年刊）10頁、215頁。

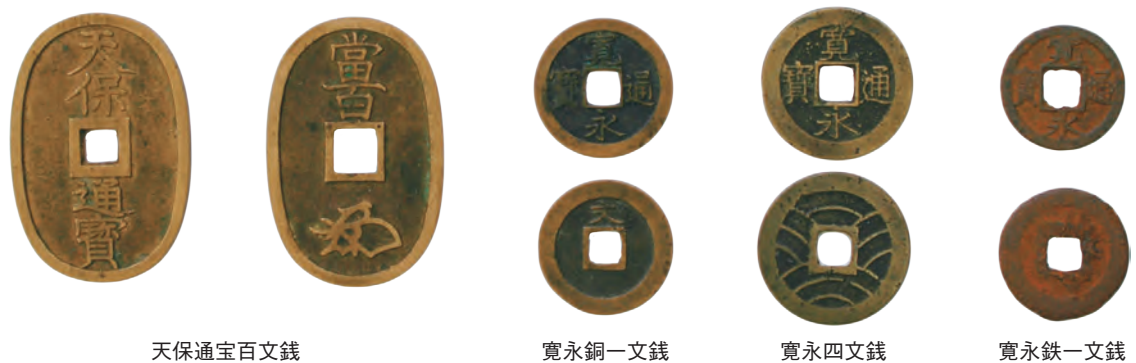
23 荒木豊三郎『紙幣』（限定版、1959）88頁による。

## 2.3 九六勘定と百文、五十文の価値

九六勘定が何を意味するかについては、諸説がある。「江戸時代には96文を緝（さし）という紐や縄に差し通し、束ねると100文に通用した」というのが古典的な理解である<sup>(24)</sup>。これによれば、文字どおり、96枚の価値が100枚の価値に4文かさ上げされるが、緝を解体すると、バラ銭の96文は96文の価値しかなくなり、48文が50文の価値に通用することはないという。この説は、果たして正しいであろうか。江戸時代の文献を探ってみよう<sup>(25)</sup>。

寛永期（1620頃）の吉田光由の算術書『塵劫記』は、銀との換算において、九六勘定の1貫文を960文と置いて計算しており<sup>(26)</sup>、その価値は960文である。天保期（1840頃）の三遷『人家必用記』も同様である<sup>(27)</sup>。寛永から天保に至る100年の間には、調銭と九六銭をめぐる混乱があった。寛永通宝1文銭は江戸時代を通じて発行されたが、我が国最初の「大銭」が、1705年（宝永5）に発行された宝永通宝十文銭である。しかし、宝永通宝は1年を待たず通用停止となった。文政年間（1830頃）に書かれた草間直方の『三貨図彙』は、その理由を、宝永通宝の10枚は100文、すなわち調銭であるが、この調銭百文と九六銭の百文（実質96文）とは「通用四文ツツノ違ヒ有之故」、二重の価値基準が並立して、銀建て商品の換算、売買に混乱を生じたからだと述べている<sup>(28)</sup>。また、文化年間（18世紀初頭）の『誹風柳多留』には、「二八そば七百八十はらひ（樽34）」という句がある<sup>(29)</sup>。赤穂義士の蕎麦代である。二八そばは16文だから、合計額は47士×16文=752文、これを九六勘定に書き直すと96×7(=672)+余り80文（枚）、96を「百」と位取りして七百八十文となる。義士が752文の価値の商品を752枚の一文銭で買ったのを七百八十文と呼んでいるのである。

以上から分かるように、江戸時代を通じて九六勘定の「百文」とは、95文から1文増して（10進法の）96文になるとこれを「百文」と呼ぶ、表記上の問題であり、その価値はあくまで96文である。「百文に通用する」というのはこの意味であって、4文価値が増加するわけではない。この点をとらえて、九六勘定は、96進位取り法、すなわち「96進法」と理解されることがある<sup>(30)</sup>。



〔図2〕江戸時代の銭貨

24 『国史大事典 4』「くろくせん 九六銭」の項 [田谷博吉] (吉川弘文館、1984) 960 頁、藤本隆士『近世匁銭の研究』(吉川弘文館、2014) 183頁、三上隆三『江戸の貨幣物語』(東洋経済新報社、1996) 97頁以下。  
25 詳細は、藤本栄助「竜切手『銭四十八文』再考(その1～4)」、『郵便史研究』第50号(2020)、51、52(2021)、53号(2022)を参照。  
26 大矢真一校注、吉田光由『塵劫記』(岩波書店、1977) 71頁以下。  
27 三遷先生著『人家必用記全』(東都書林奎文閣、1838) 52丁以下。  
28 草間直方著、滝本誠一校閲『三貨図彙』(文献出版復刻、1977) 180頁以下。  
29 足達良雄『川柳江戸貨幣文化』(東洋館、1947) 244頁。  
30 島崎透「竜切手と銭勘定(その2)」、『郵便史研究会紀要『郵便史研究』第13号(2002) 24頁。

幕末・維新时期における九六勘定の意味は、1868年（慶應4）の銭貨相互の換算布告と1871年の「旧銅貨品位」、藩札整理における「算則」によって明らかになる。1868年（慶應4）閏4月に、維新政府は、江戸時代の各種旧貨幣を通用させるため、相互の換算価値を定める布告を出した<sup>(31)</sup>。銭貨については、寛永鉄一文銭をベースに、天保通宝（当百＝百文銭）＝寛永通宝一文銅銭（通用鉄銭12文）8枚＝寛永通宝真鍮四文銭（同24文）4枚＝文久永寶銅四文銭（同16文）6枚に換算した（主な銭貨を【図2】に示す）。すなわち、百文＝96文である。ここで、同じ1文でも、寛永銅銭と鉄銭の価値が異なるのは、次のような事情による。江戸時代も元禄を過ぎると産銅が減少し、元文期以降、寛永通宝一文銭は、銅銭でなく主に鉄銭となった。当初、幕府はこれを銅銭と等価値としたが、大量発行された天保通宝と並行して価値が下がっていった。鉄銭は「鍋銭」（鉄鍋と同材料）の蔑称で呼ばれ、今日の1円玉に似て、天保通宝の釣銭あるいは、最小の計算単位としての機能にまで頹落、名目化したのである<sup>(32)</sup>。一方、寛永銅一文銭は、文久永寶四文銭に改鑄されるとともに、銅の輸出禁止をかいぐって通用銭や銅地金として清国に密輸出される等して払底し<sup>(33)</sup>、価値が上昇した。1868年閏4月布告の上記換算率は、銅銭の流出を避けるためその価値を高めていった累次の布告の最終形である。換算とは価値の同定だから、4文の価値増加は否定され、「百文」が単なる呼称であることを示している。

極めつけが、藩札整理における1871年12月27日の「算則」である。このとき、政府は各県に対し、藩札が九六勘定、調銭勘定のいずれによるかの報告を求めた。これは九六銭と調銭で新貨に対する換算レートを異にするためである。算則は、金1両が九六銭12貫500文より銭高（たとえば、10貫文）であれば、12貫500文を一律1円（100銭）と、調銭12貫文より銭高なら12貫文を一律1円とした。つまり、九六銭1貫文札＝8銭（1円÷12.5）、調銭1貫文＝札8銭3厘（1円÷12）となる。同じ「1貫文」でも、九六勘定では960文、調銭勘定では1,000文という枚数の違いが、そのまま価値の違いとなる。ただし、百文札は、九六銭でも調銭でも、百文＝8厘となるが、これは厘が新貨の最低単位であり、それ未満は五捨六入されるためである。これは、同年同月19日、旧銭貨を新貨に読み替えた「旧銅貨品位」が天保通宝（九六勘定の百文銭）を8厘（125枚で1円）としたのと同じロジックである<sup>(34)</sup>。

最後に「五拾文」札の価値に触れておきたい。『大日本貨幣史 藩札部』は、藩札整理時に

- 
- 31 『大全 貨幣二』162頁。銭貨については171頁。
- 32 『新稿両替年代記関鍵 卷一 資料編』（岩波書店、）793頁の旧金座人佐藤忠三の回想。また、鹿島万兵衛は、幕末の日常を回想して、「神仏の賽銭または小売商人の銭の集め時はかなり厄介なものにて、藁の銭緋に通し束になし車にて運搬す」と述べ、百文、一貫文の緋銭が、厄介者、集まったバラ銭の運搬手段と化し、通貨としての価値が薄れたことを物語っている。『江戸の夕栄』（中央公論新社、2005）27頁以下を参照。
- 33 高田倫子「幕末開港期の銅銭密取引：長崎『犯科帳』における事例を中心に」『神戸大学経済学研究年報』58巻（2011）128頁以下。また、1868（改元前の慶應4）年3月、寛永銅銭の価値を鉄銭4文から6文通用に引き上げた布告は、その理由を「是迄其位ヒ當ヲ不得ヲ以動モスレバ奸商共異邦へ輸出候儀モ有之」と述べている。『法令全書』明治元戊辰年3月、74頁（第156）。
- 34 このことは、従来、気付かれていないようである。寛永鉄銭の新貨換算を定めたのは1873年の「旧鉄銭価値」であり、大蔵省伺文書によれば、それまで鉄銭の価格が「従来価値」のまま据え置かれた（『大全 制度雑款四 貨幣二』253頁）。従来価値とは、1869年、1両を10貫文とする公定相場の布告を指す。新貨条例は1両を1円としたから、1円＝鉄銭10貫文となり、これとの比較で「藩札整理」の九六銭1円＝12貫500文、調銭12貫文基準は、藩札を低評価したように見える。しかし、ほぼ同時に、「旧銅貨品位」は、銭貨発行額の太宗を占める天保通宝百文銭を1枚8厘（125枚で1円、旧称では1枚80文）に、寛永銅銭、銅四文銭も1868年の銭貨換算布告の比率にしたがって読み換え、切り下げている。これは、銅銭について九六銭の12貫500文（ただし、価値基準は鉄銭）を1円とすることに等しい。使用機会の多い、天保通宝、寛永銅銭、寛永四文銭という銅銭は藩札（銭札）と同率で切り下げられ、価値の薄れた鉄銭は放置されて1両＝10貫文を維持したという逆説である。

届けられた藩札発行の事実（券種、製造枚数、相場）と新貨換算額を集約した記録であるが、各藩の届出で特に調銭との断りがないのは九六銭藩である<sup>(35)</sup>。大和国高取藩札の額面は、五十文、百文、五百文、一貫文であり、一見、調銭系列と見えるが、相場を「金壹両ニ付銭札拾貫文」と届け出ているから、九六銭藩である（調銭なら「調銭札」と書かねばならない）。実際、一貫文札は新貨8銭と交換されており、調銭一貫文の8銭3厘ではない。よって、系列すべてが九六銭であり、ここで百文は96文、五十文は48文の価値を表している。この表記法は、古く、前記の『塵劫記』が、九六勘定に立ちつつ、7貫848文という計算結果を「七貫八百五十文」としたことにも見られる<sup>(36)</sup>。

このように、九六銭「百文」の半額（50%）を「五十文」と表す慣用が江戸時代には存在したのである。したがって、4の倍数を額面の基調とする久美浜県札の額面系列全体を九六銭と考え、途中で登場する「五拾文」札を48文の価値と解することに問題はない。

## 2.4 久美浜県札百文の価値と切手料金の比較

①の「銭百文」札の発行は、「明治紀元」であり、金・銭相場は、1両 = 9貫600文程度であったと考えられる。当時の金貨は、万延二分金が太宗を占めており、二分金2枚 = 1両の金の含有量が、後の新貨条例における金貨1円の金量とほぼ等しい。金貨1円の金量は1.5gであり、金相場を5,000円/gとすれば、1円 = 1両の地金価値は、現在では7,500円となる。ただ、当時は採掘、精錬の技術が低かったから金の生産量が少なく、現在よりも金に希少性があったとみて、3倍の価値に見積もっても2万3,500円である。百文はその1/96で、現在の245円にしか当たらない。

ちなみに、銭の価値に大きな違いがないと見られる1871年3月、創業時の郵便事業（新貨条例の2月前）における切手の額面系列は、銭四十八文、百文、二百文、五百文であった（[図3]）。



[図3] 竜文切手

当時は、あて地別の料金であり、最短区間である東京－川崎間の料金が1通5匁まで百文（実質96文）であった。そして、重量が5匁超過するごとにその半額の追加料金が徴された。「銭四十八文」切手はこれに当てるものである。竜文切手の額面系列は、四十八文札、百文札、二百文札…という九六銭札の系列と平行であり、最初の四十八文は、料金体系が九六勘定によることの徴表となっている。東京－川崎間の料金はさほど高く感じられないが、東京－静岡になると五百文、東京－大阪は一貫五百文だから、それぞれ、1,225円、3,675円に当たり、低廉といわれた「新式郵便」も、今日から見ると、遠距離あてについては相当の高額だったことになる。

35 前掲『大日本貨幣史 藩札部』16頁以下、高取藩に関しては、17頁。

36 前掲『塵劫記』76頁。



### ③ 伊予国大洲藩札 ②～⑧について

#### 3.1 大洲藩札の歴史的位置づけ

これらの大洲藩札は、秤量銀貨を価値基準とする銀札である。本資料中、発行年不明で、やや赤みを帯びた⑤の銀五匁札を除き、②から⑧までの大洲藩札は、いずれも延享三年（1746）丙寅十一月穀旦（穀旦は一日の意、但し②のみ穀旦と表記）の日付がある。これは、新井白石に始まる復古政策、正徳、享保期の高品位金銀＝デフレ政策を改め、貨幣の品位を落とし、数量を増加させることにより、ゆるやかなインフレを目指した元文の金銀改鑄の直後に当たる。幕府は、一時、藩札の発行を禁じていたが、享保期に再び発行を許して、デフレに対して貨幣数量を増加させる政策をとった。『大日本貨幣史 藩札部』には、大洲藩について、延享3年に幕府の許可を受けて初めて発行されたという銀札が16種記録されている<sup>(37)</sup>。すなわち、銀一貫目、五百目、三百目、二百目、百目、五十目、三十目、二十目、十匁、五匁、三匁、壹匁、五分、三分、二分、一分札である。他に、7種の金札、拾両、五両、一両、二分、一分、二朱、一朱札がある。

当館収蔵の大洲藩札は、上記系列の中では、いずれも低額の札に属する。形態的な特徴を見ると、三匁札のみ青札、一匁札、三ふん札、二ふん札は、いずれも淡黄色で、表には、それぞれ、鹿と寿老人、弁天、布袋と思しき図像がある。裏面上部には、それぞれ、虎、鳳凰、馬の図像がある（[図4]参照）。『大日本貨幣史』には、これら以外に大洲藩札の記録はない。しかし、『月間ボナンザ』誌の「藩札図録」及び荒木豊三郎『日本古紙幣類鑑』には、公的な記録には乏しいとしつつも、天保7年、慶応4年の銀札、明治年という十貫文から五貫文、一貫文、五百文、百文、五十文、二十五文、十文までの銭札が存在するとし、一部は図が示されている（[図4]の百文札を参照）。それ以外にも商人の名義で発行された札が多数ある<sup>(38)</sup>。⑤の銀五匁札は発行年の記載を欠くが、上記「藩札図録」でNo.1773の番号が付された札である。



[図4] 大洲藩札（その1）

37 前掲『大日本貨幣史 藩札部』521頁以下。

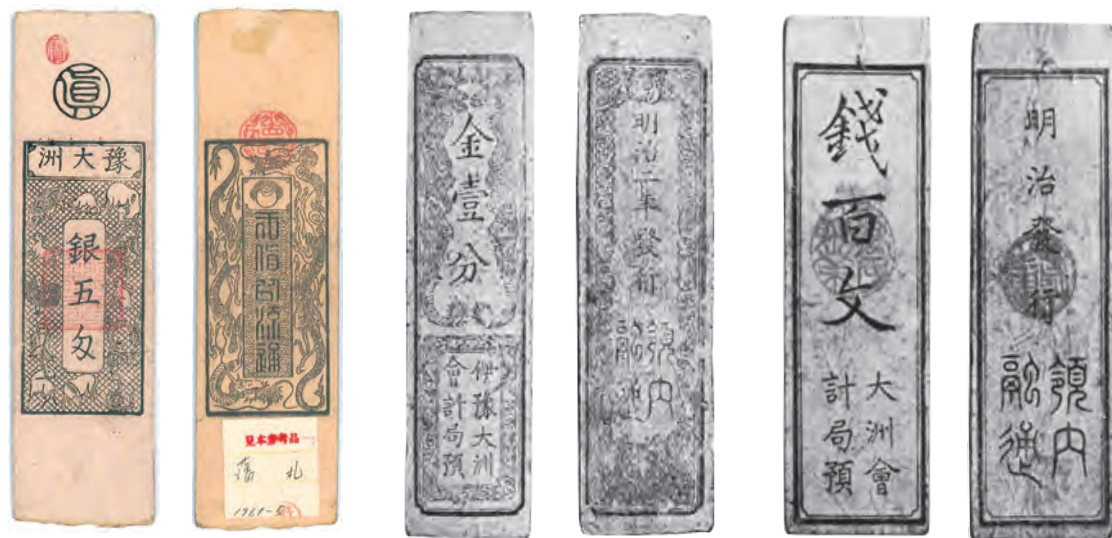
38 古銭収集誌『ボナンザ』連載の小川吉儀・郡司勇夫監修「藩札図録」(69)（発行年不詳であるが、「藩札図録」は1971年6月号から連載）。荒木豊三郎『増訂日本古紙幣類鑑』（思文閣、1972）中巻209頁以下。

### 3.2 新貨との交換

『大日本貨幣史』によれば、維新後、以上16種の大洲藩札は、「尽ク金札ニ改造」されたという。これは、1868年5月の銀目廃止<sup>(39)</sup>を受けたものである。[図5]の明治二年発行とある「金壹分」札が改造後の金札である。交換比率は、金札1両=1円であった。藩札は、許可当初の発行年そのままに追加発行されることがあるから、②~⑥は、延享年間の銀札が明治まで残ったのか、追加発行にかかるのか、また、金札に改造されたとしてどのような換算額だったのかは、不明である。

試みに、延享年間における銀1匁の価値を推測してみよう。銀の価値は、明治以降、低下を続けているので、現在の価値を過去に投影することは適当でない。そこで、当時の金銀相場を用いて銀貨の価値を推測する。延享年間に通用していた元文小判([図6]、3.5匁[1匁=3.75g])の金の含有率は66%、純金量にして8.66g)の価値は、2.4と同様の計算で203,569円となる(小判に含まれる銀の価値は度外視する)。金銀相場を金1両=銀60匁とすると、銀1匁は3,393円に当たる。2分(ふん)はその1/5、679円となる。元文丁銀・豆板銀は、銀の含有率が46%程度の「銀貨」で、最後の安政丁銀では、更に13%にまで低下した。

江戸初期の慶長丁銀は銀の含有量が80%あり、歴代丁銀の中では品位が高く、大量に製造されたが、その大半が貿易を通じて海外に流出してしまった<sup>(40)</sup>。戦国期から江戸初期のわが国は、世界有数の産銀国で、明の経済はその流入によって支えられたとされるが、銀不足となった元禄期、ましてや元文期以降の丁銀にその面影はない。[図6]の元文丁銀は色揚げが落ち、銅色が勝っている。豆板銀は一部緑青が見られるが、なお銀の表面色を維持している。南鐮二朱は、量目は少ないが、南鐮(純銀)の名に恥じない銀色である。万延・明治期の二分金は、金の含有量22%の「金貨」である。



銀五匁(年代不詳)⑤

金壹分(参考)

錢百文(参考)

(注) 金壹分札と錢百文札は、出版元の許可を受け、荒木豊三郎『増訂日本古紙幣類鑑』(思文閣、1973)中巻209頁、210頁から転載した。

[図5] 大洲藩札(その2)

39 銀目停止(ちょうじ)とも言われる。このとき秤量銀貨はほとんど姿を消していたが、維新政府は、その通用を禁止するだけでなく、銀建ての価格表示をも禁止した。これによって銀遣いの大阪は打撃を受けたが、金、銭の二貨となって、その後の新貨移行を容易にしたとも評価されている。

40 岸本美緒「銀のゆくえー近世の広域的銀流通と中国」、武田和夫編『歴史のなかの金・銀・銅』(勉誠出版、2013)14頁以下。



元文小判

元文丁銀

元文豆板銀（実測3.2匁）

南鐐二朱

万延（明治）  
二分金

〔図6〕江戸時代の金銀貨

## 4 伊予国宇和島藩札「銀三匁」⑨について

### 4.1 宇和島藩札の額面系列と藩札整理の算則

宇和島藩札⑨の「銀三匁」札には、表の面に元禄十一戊寅（1698）発行のものを文政十三寅（1830）に改めたとの記載がある。もっとも『大日本貨幣史』は、「宇和島藩ノ札ハ慶応元年始メテ幕府ノ許可ヲ受ケテ製造セルモノ十三種アリ」とする<sup>(41)</sup>。

額面は、銀五百目から、三百目、二百目、百目、五十目、三十目、十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分、二分までの広い範囲に及ぶ。宇和島藩は、もともと財政が豊かではなかったが、幕末・維新期に西洋技術の摂取を行ったことで知られており、高額札の発行はそのためかもし



宇和島藩札銀三匁⑨

松江藩札銀貳ふん

徳島藩札一匁

〔図7〕宇和島藩札と松江藩札、徳島藩札

41 『大日本貨幣史 藩札部』516頁。同書の記録は、藩札整理における届出に基づくもので、発行された全ての藩札を網羅してはいない。しかし、後述のとおり、文政13年（天保改元の年）発行とされる⑨の藩札は、藩札交換に際して4匁と評価されているから、政府はその存在と価値を認識していたことになる。

れない。同書によると、藩札整理における宇和島藩札の届出相場は、金1両につき銀七百目である。明治元年の銀目廃止によって銀の相場は下落したが、それでも、藩札整理の届出相場は金1両に対し安くても200匁程度であるから、異常な銀安である。銀札発行によるインフレの発生が推測される。そのためか、元藩主、伊達宗城が明治政府で民部卿、大蔵卿の要職を務めたものの、宇和島藩の銀札は、十匁札が1銭3厘、五匁札が6厘、三匁札が4厘、一匁札が1厘という極めて低い評価を受けることになった。松江藩の二分札=1厘（1両=180目）、徳島藩の一匁札=8厘（1匁=100文、1両=調銭10貫750文=107匁5分）と比較されたい<sup>(42)</sup>。

新貨との交換のロジックを算則に即して説明してみよう<sup>(43)</sup>。銀札の評価は、銭札の算則を前提とするので、算則は銭札から始まる（読みやすいよう分かち書きにした）。金札の第三則は省略する。

〔第一則〕（明治4年12月27日布告「新貨幣旧藩製造楮幣価格比較表」）

銭札ハ調銭ト九六銭トヲ區別シ 届相場九六銭十二貫五百文以下ナルハ 辛未十二月二十二日在来銅貨ト新貨トノ比較法ニ從ヒ 都（すべ）テ九六銭百文新貨八厘相当ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム。但シ十二貫五百文ヨリ以上ナレバ 其儘之ヲ用ヒテ新貨ノ相当ヲ算出ス。

〔第二則〕

銀札ハ 各地辛未七月十四日ノ銀銭相場ニ照合シ 其銭ノ額員ヲ算出シ 第一則ノ算則ヲ以テ 新貨ノ相当ヲ定ム

〔第二則解〕はこれを更に詳しく説明する（「新貨幣旧藩製造楮幣価格比較表算則解」）。

銀札ハ 其通用スル処ノ辛未七月十四日銭相場 第一則解ニ挙ゲタル新貨一円ノ定額銭員ヨリ以上ナレバ 同日限りノ届相場ヲ直チニ用ヒテ 是ヲ法トシ 銀札ノ額員ヲ割り新貨ノ価ヲ出ス、若シ右定額ヨリ以下ナルハ 譬ヘバ届相場銀百目調銭十貫文ナレバ此十貫文ヲ法トシ 実ニハ1円ノ定額調銭十二貫ヲ置、此内法ノ十貫文ヲ引ケバ 銭二貫文トナル、法ナル十貫文ニテ除ハ 則二割違ヒノ歩合出ル、是ヘ元一ヲ加ヘ<sup>ママ</sup>三<sup>いちに</sup>（一ニカ：「1.2」の意）トナルヲ法トナシ 銀相場百目ヘ掛ケレバ 一両ニ付百二十匁トナルヲ法トシテ 銀札ノ額員ヲ割り 新貨ノ価ヲ出ス。

いささか判じ物のようであるが、銀札について、端的に算式に書き換えてみる。

- ① [調銭12貫文より銭安相場の場合] 銭札同様7月14日の金銭届相場を用い、銭が同様に定額銭員（調銭12貫、九六銭12貫500文）以上なら（銭相場が銭安なら）、金銀の相場で直接、銀札の相当額面を割って、新貨の価を出す。すなわち、銀札額面/金銀相場となる。
- ② [調銭12貫文より銭高相場の場合] 調銭を前提に、相場を一般化すると、(12貫文-銭相場)/銭相場と書ける。分子に1を加えると、 $1 + (12貫文 - 銭相場) / 銭相場 = 12貫文 / 銭相場$ となる。これに銀相場を掛けると、銀相場×12貫文/銭相場である。これで銀札額面を割って当該銀札の円換算価格を出す。すなわち、銀札額面/(銀相場×(12貫文/調銭化銭相場))。これは(銀札額面/銀相場)×(調銭化銭相場/12貫文)と変形できる

宇和島藩の銭相場は、東京大阪平均の11貫360文を用いているが、宇和島藩では、相場の記録がなかったのだろうか。この平均相場は、金、銭相場のなかったという山口藩でも用いられている<sup>(44)</sup>。12貫500文より銭高だから、相場を調銭化した10,908文と銀相場1両=700目を上記

42 前掲『大日本貨幣史 藩札部』350頁、494頁。

43 算則は『大全 紙幣三』365頁以下、算則解は同481頁以下を参照。

44 前掲『大全 紙幣三』485頁以下。

の式に代入すると、三匁札の新貨相当額は、 $(3/700) \times (10,908/12,000) \div 0.003897$ 円となる。五捨六入すると4厘であり、『大日本貨幣史』の記述と一致する(他の額面についても一致する)。

#### 4.2 「勤王佐幕甘辛」論等、藩札整理の評価について

「藩札時相場の評価率は概して旧尊皇藩に甘く、佐幕藩に厳しく査定されたという。」との見方がある<sup>(45)</sup>。しかし、藩札は、上に述べたように、全国一律の「算則」に基づき、九六銭、調銭の別、届出相場により客観的に評価されており、その点で裁量の余地がなかったことは明らかである。

銭札が相場より「割安」で交換されたと言われることもあるが<sup>(46)</sup>、藩札が銭貨に対して冷遇された訳ではない。まず、1両=12貫500文の相場が、市場価値からかけ離れていないことは、当時の駅通寮が、明治4年、1両を調銭11貫文台で換算していたことから知られる<sup>(47)</sup>。そもそも、藩札評価の分水嶺である九六銭12貫500文は、「旧銅貨品位」の天保通宝百文=8厘(百文銭125枚=1円)と同じであり、銭貨(銅銭)と換算の基本原理は変わるところがないのである(注35を参照)。もっとも、銭札では、九六銭12貫500文以上の銭高相場の場合、100文=8厘の一律定額だったから、銭高の藩ほど却って札が低めに評価されることになり、不利を被ることになる。しかし、それより銭安の場合は、正確に、相場に比例して低く換算されることになる(後述の高知藩、鹿児島藩の例)。

銀札についても、銭札と同じ原理が働いている。先の計算式から分かるように、その地の銭相場を12貫文で割ったものを、当該銀札の額面を1両当たりの銀相場で割ったもの(つまり銀札の1両換算値)に乗じるから、12貫文を境に、銭安藩に対し銭高藩は銀札の評価額が不利になる訳である。

また、「割安」から進んで、藩札は「切捨」てられたとも言われるが<sup>(48)</sup>、藩債との違いに留意が必要であろう。藩債は、1843年以前の「古債」が「削除」、それ以降のものも無利息50年あるいは4分利付き25年償還とされたから、現在価値に引き直すと「切捨」と呼ばれるのも故なしとしない。これに対して、藩札は、銅貨との比較や算則を見る限り、概ね正当に時価評価されたと考えられる<sup>(49)</sup>。

「尊皇藩」である高知藩、鹿児島藩について、実際に計算してみよう。2藩とも届によれば九六銭藩であるが、土佐は銭相場1両=銭36貫文、鹿児島は銭札31貫文という通常の3倍の銭安である。算則を適用すると、100文札は、それぞれ $100 \times (1/12.5) \times (12.5/36) = 100/36 = 2.777 \dots$ 、 $100 \times (1/12.5) \times (12.5/31) = 100/31 = 3.225 \dots$ となる。五捨六入すると、いずれも3厘となり、『大日本貨幣史』と一致する<sup>(50)</sup>。尊皇藩に甘いどころか、標準的相場8厘に対してその37.5%という低評価であるが、算則の機械的適用の結果にすぎない。金札についても、同様に

45 山本有造『両から円へ 幕末・明治前期貨幣問題研究』(ミネルヴァ書房、1994年)36頁。

46 高木久史『通貨の日本史』(中央公論新社、2011)194頁。

47 郵政省編 郵政百年史資料『駅通明鑑(郵便 上)』(吉川弘文館、1968)530頁、575頁を参照。

48 「切捨」論は、山口和雄が1両=60匁の銀相場を前提に、藩札の在り高を、「届け出なかった」藩を含め9,000万円と見積もり、実際の交換額を2,800万円としたことを根拠としている。山口和雄「藩札史研究序説」『流通の経営史』所収、(日本経営史研究所、1989、初出は1966年)60頁を参照。山口推計に対しては、銀札在り高を過大評価した結果との批判がある。新保博「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」(『三田学会雑誌』Vol73、No73、1980)、116頁以下、鹿野前掲『藩札の経済学』、182頁を参照。

49 藩札整理により通貨が縮小し、混乱やデフレをもたらしたとされることもあるが、藩によっては、換算が一種のデノミとして機能し、通貨膨張によるインフレが収束したのではなからうか。デフレについては、井上財政全般のマクロ経済的な評価が必要とならう。

50 『大日本貨幣史 藩札部』532頁、649頁。

低い評価であった。この2藩は、軍費調達のため、銀台や銅台に金メッキした偽二分金や天保通寶を大量に密鑄したが、そのため物価が騰貴し、札相場も正金、太政官札に対して極端に低下していたと考えられる。

相場を偽れば、評価を高くすることができる。しかし、相場を偽ったとみられる山口藩札の事例で、山口県権令中野悟一等3名は、1873（明治6）年1月、それぞれ「贖罪金24両（ママ）」（「円」の誤記か）を科された<sup>(51)</sup>。井上馨（長州出身）の大蔵大輔在任中の出来事であり、出身藩に対する身量肩があったようには見えない。

### 4.3 銀三匁札「四厘大蔵省印」の顛末

〔図7〕⑨の宇和島藩三匁札の表面には、地の「大黒」の文様に隠れて見にくい「四厘大蔵省印」という黒印が押捺されている。この額は、前節で計算した新貨相当額である。藩札交換は明治5年に開始されたが、引替に用いる新紙幣の最低額面は10銭であり、一厘、半銭、一銭、二銭の新銅貨が発行されるのは、1874年（明治7）を待たねばならなかった。このため、新貨換算額5銭未満の藩札には、新貨相当額を押印して、当面の利用を可能としたのである<sup>(52)</sup>。大蔵省の通達には印影の雛形があり、「鮮明の朱肉を以て押印」することとされていた。しかし、愛媛県は、赤札があるとの理由で、赤札、青札を問わず、黒肉で押印してしまったのである<sup>(53)</sup>。朱肉であれば、押印〔図7〕の松江藩札（壱厘）、徳島藩札（八厘）のように、押印は鮮明に見えたはずである。この不始末のため、愛媛県参事江口康直は、1873年6月15日、4円50銭の「贖罪金」を課された<sup>(54)</sup>。当時の日本は新興国であったが、きちんとしたガバナンスを示したと言ふべきだろう。

## 5 寄贈に係る私札等について（⑪～⑬）

### 5.1 仙台藩札（推定）

⑪は、すべての文字が手書きされ、表の右に小さく「金一朱」、中央に大きく「右可相渡者也 両替所」、左に小さく「為替組中」と、裏に「江戸の金銀到着次第手形江引替可相渡候事」とある〔図8〕。発行年、発行地の記載はない。『大全 紙幣三』には、仙台藩発行として、⑪と表裏とも同様の文言、様式の金札（〔図8〕の「金壱切」〔一分の意〕札を参照、数か所に押印がある）が掲載されており<sup>(55)</sup>、天保あるいは安政期の発行と見られている<sup>(56)</sup>。当博物館の収蔵札⑪は押印を欠くが、同様のものを古銭市場で時折見かけることがあり、仙台藩札として通っている。

### 5.2 拾文目札（不明札）

⑫の札は、表に「拾文目」の手書き文字と、3つの印がある。判読できるのは下段の角印であり、篆書で「順軒堂」とある。裏面は無地であるから、全体として、銀10匁の価値を表す私札であろうという以上のことは読み取れない。

51 『大全 紙幣三』483頁以下。

52 『大全 紙幣三』515頁。明治5年8月28日大蔵省達。

53 『大全 紙幣三』520頁。明治5年9月3日大蔵省達。

54 『大全 紙幣三』521頁以下。

55 『大全 紙幣三』181頁。「金壱切」とは「金壱分」の意味である。

56 荒木三郎兵衛『藩札上巻3版』（限定版、1969）315頁。



金一朱⑪

仙台藩札金壹切

拾文目⑫

銀壹匁⑬

〔図8〕各種私札等(1)

### 5.3 寺院札2種

⑬⑮の私札は同じものである。表に大黒天と「銀壹匁」、その右に篆書で「應式丙寅歳」、左に「霜月吉祥日改」とあり、上部に分銅型の赤印と「南都改」の文字の入った楕円形の赤印が押され、最下段に亀の図像がある。裏面は大きく3つの部分に分かれており、上部から、丸印内に「雙松御殿」、その周囲に「御賄手形」、「米切手價預」、中段に表書きどおり引き替える旨の文言、「引替所」、下段に「米会所 手形取締方 野原御勝請」とある〔図8〕。「東京大学学術資産等アーカイブズポータル」によれば、大和国「修南院寺領内」を通用地域とする私札である<sup>(57)</sup>。寺院札は、本堂の施設修理等の目的で発行されることがあるが、米切手という名称から、この札は、広く一般的に紙幣としての利用を目的としたものであろうか。

⑭は、表面に大黒天と「米手形」の文字、「銀壹匁」、「和州葛下軍當麻寺」、最下段におそらくは麒麟の像、裏面上部、分銅枠の周囲に「慶應元年」、中段に、表書きのとおり手形の持参者に支払う旨の文言がある〔図9〕。下段は鮮明でないが、「東京大学学術資産等アーカイブズポータル」の画像によって補うと、「大塚村庄屋年寄 年預 竹之坊 惣百姓請負」と読める<sup>(58)</sup>。和州（大和国＝奈良県）當麻寺領内を通用地域とする私札（寺院札）であるが、引受人は「村庄屋年寄」である。

### 5.4 驛方融通札

⑯は、表面上部の穴あき銭様の図の中に対読（上下左右の順に読む）で「驛方融通」、額面は「銀三分」、下段に「引替所」、「播州佐用 會所」とある。裏面には「巳十二月日」、「表書之通預り申候」とある〔図9〕。「東京大学学術資産等アーカイブズポータル」によれば、「巳」年の文政4年（本件札の表記は「己」）、播磨の旗本松平氏の領地（佐用）限り通用のものとされている<sup>(59)</sup>。旗本札に分類されることになるが、兵庫県佐用郡佐用町は、かつて因幡街道最大の宿場町であり、「驛方融通」とは、この札が宿場札的な性格をもっていたことを物語るものであろう。

57 <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/assets/910dc68fe6bc78bc523dd9bb334689c8>。2022年1月12日最終確認。以下も同様に確認。

58 <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/assets/34fd63f9e7a3a173087eeea2d80dfe13>。

59 <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/assets/5b257c1bb1021d431c1cfc156906e171>。



当麻寺私札 ⑭

播州驛方融通札 ⑯

[図9] 各種私札等 (2)

## 6 おわりに

収蔵札を通じて窺われるのは、江戸時代から維新期にかけて、地方によっては少額の通貨が不足していたこと、また、近代化資金や軍費のため偽金の铸造や藩札の大量発行を行い、インフレ状態を招いた藩もあったことである。新貨条例、藩札整理、新硬貨や新紙幣の発行によって、このような事態は解消されていく。その過程では、久美浜県札、山口藩札や宇和島藩札のように、紙幣の発行や新貨への切替えを巡って、小さなドラマが存在したのである。

1871年に始まった藩札整理のキーワードのひとつは、九六勘定である。その交換算則で九六銭と調銭の価値の違いが浮き彫りになり、九六銭百文札の実質価値は96文であることが示された。ここから、同年に発行された竜文切手「銭百文」の半額が「銭四十八文」である理由も容易に理解できる。

少ない収蔵品数であるが、これを契機に維新期における通貨変遷の一局面を描写することができたとすれば幸いである。

(ふじもと えいすけ 郵政博物館 館長)